

(総務委員会)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二四号）（衆議院送付）要

旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成二十四年八月八日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、五十五歳を超える一般職の国家公務員について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととする措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、平成二十六年一月一日から施行する。